

16歳以上20歳未満の年齢の方へ

新型コロナウイルスワクチンの予防接種に関する注意事項

①他の予防接種を受けるときの間隔について

新型コロナウイルスワクチン（以下、新型コロナワクチン）を接種する前後は、2週間以内に他の予防接種を受けることはできません。

新型コロナワクチンと他のワクチンとの接種は、13日以上の間隔をおきましょう。他のワクチンとの接種間隔を確認するためにも、**母子手帳**をお持ちください。

また、他のワクチンを予防接種するときは、新型コロナワクチンを接種した日が確認できるよう、接種を受けたことが分かる書類等を持って行きましょう。

（例）母子手帳、予防接種済証（接種券の右側）

②未成年の方の保護者同伴について

町内の接種会場において、20歳未満の方が新型コロナウイルスワクチンを接種するときは、原則、保護者の方の同伴をお願いします。

新しく接種するワクチンですので、接種後に副反応が出たときのことも考慮し、保護者の方に同伴いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

ただし、制度上は「**接種医療機関が認める場合**、中学生以上の被接種者に限り、接種することについての保護者の同意を予診上の保護者自署欄にて確認できたときは、保護者の同伴を省略することができる」とされています。

どうしても保護者の方が同伴することができない場合は、副反応が出たときなどに「**すぐに駆けつけること**」「**すぐに連絡がつくこと**」ができる保護者の方の代わりの方（代理人）を決めておいてください。

新型コロナウイルスワクチン接種希望書

医師の診察・説明を受け、接種の効果や副反応などについて理解した上で、接種を希望しますか。（ 接種を希望します ・ 接種を希望しません）

この予診票は、接種の安全性の確保を目的としています。

このことを理解の上、本予診票が市町村、国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会に提出されることに同意します。

年 月 日 被接種者又は
保護者自署

（※自署できない場合は代筆者が署名し、代筆者氏名及び被接種者との捺印を記載）

（※被接種者が16歳未満の場合は保護者自署。成年被後見人の場合は本人又は成年被後見人自署）

新型コロナワクチンの接種は、「義務」ではありません。
接種を希望される方は、ご予約ください。

また、予防接種を受けるか悩んでいるときは、メリットとデメリットを比べてみたり、ご家族の方と相談するなどして決めましょう。

